

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規 則

○手数料条例施行規則の一部を改正する規則

(財政課)

ページ

## 規 則

手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十二号

手数料条例施行規則の一部を改正する規則

手数料条例施行規則(平成十二年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一

条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウ

イルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有するこ

とが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に、「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月

三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。